

**宮崎市こころつながりライン相談事業業務委託
プロポーザル実施要領**

1. 業務の目的

本市の自殺者数は平成19年以降減少傾向にあったが、コロナ禍において令和2年に増加に転じ、特に若者や女性の自殺者数が増加しており、令和3年も高止まりの傾向にある。厚生労働省は平成30年3月からSNS相談事業を開始しているが、応答率は3～4割にとどまっている。

令和4年10月に見直された自殺総合対策大綱では、若者や女性の自殺対策の推進が重点施策の1つとなっており、本市においても若者や女性を含む自殺対策の更なる強化が必要である。

そこで、若い世代が相談手段の1つとして利用しやすいSNS（LINE）を活用した相談窓口を構築することで、より身近な相談支援体制の充実を図り、自殺の未然防止に繋げる。

2. 業務概要

- (1) 業務名 宮崎市こころつながりライン相談事業業務委託
- (2) 内容 別紙『宮崎市こころつながりライン相談事業業務委託企画提案仕様書』のとおり
- (3) 履行期間 令和5年6月上旬から令和6年3月31日まで
※なお、相談業務の開始日は令和5年8月1日とする。
- (4) 提案限度額 12,620,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

4. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

実績を有する事業者から広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

5. 業務スケジュール（予定）

- (1) 公募開始日 令和5年4月17日（月）
- (2) 質問の締切日 令和5年4月27日（木）
- (3) 質問に対する回答日 令和5年5月 1日（月）
- (4) 参加申込書受付締切日 令和5年5月10日（水）
- (5) 参加資格確認結果通知日 令和5年5月12日（金）
- (6) 提案書等の提出締切日 令和5年5月22日（月）
- (7) プレゼンテーション 令和5年5月26日（金）
- (8) 審査結果通知 令和5年5月31日（水）
- (9) 契約締結 令和5年6月上旬

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

6. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (4) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (5) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (6) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、宮崎市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 過去に、国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務の実績があること。
- (8) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて公的な認定機関により認定された管理システム（ISMS、BS7799、ISO/IEC27001またはプライバシーマーク等）を有し、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

7. 参加申込の手続き

- (1) 事務局（問い合わせ先）

〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2

宮崎市健康管理部健康支援課こころの健康係

電話 0985-29-5286

FAX 0985-29-5208

Mail 10zousin@city.miyazaki.miyazaki.jp

- (2) 提出書類

- ①参加申込書兼誓約書（様式1号）
- ②宮崎市税に滞納が無いことの証明（発行日から3か月以内、写し可）
- ③国税に滞納が無いことの証明（発行日から3か月以内、写し可）
- ④法人にあつては、履行事項全部証明書（発行日から3か月以内、写し可）
- ⑤暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式2号）
- ⑥類似業務実績表（様式3号）
- ⑦契約実績を証明する書類（契約書写し等）
- ⑧プライバシーマークの付与認定に関する証憑（認定証写し等）

- (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により、(1)の事務局あてに提出すること。

- (4) 提出期限

- ①持参の場合 令和5年5月10日（水）17時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く）
- ②郵送の場合 令和5年5月10日（水）必着

- (5) 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和5年5月12日（金）までに通知する。

8. 質問及び回答

(1) 質問

- ①質問方法 メール又はFAXにより、質問書（様式4号）を7（1）の事務局あてに送付すること。
（必ず事務局へ着信確認の連絡を行ってください。）
- ②受付期間 令和5年4月17日（月）～令和5年4月27日（木）正午まで

(2) 回答

- ①回答方法 本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。
URL : <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/bid/information/>
- ②回答日 令和5年5月1日（月）まで

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ①企画提案書（任意様式）
- ②応募者の概要・業務実績等が分かる書類（任意様式）
- ③見積書（様式5号） ※内訳書（任意様式）を添付すること

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により、7（1）の事務局あてに提出すること。

(3) 提出期限

- ①持参の場合 令和5年5月22日（月）17時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く）
- ②郵送の場合 令和5年5月22日（月）必着

(4) 提出部数

- ①正本を1部、副本を7部提出すること。
- ②副本については、会社名や会社を特定される部分を消して作成すること。

10. 評価方法

(1) 評価基準

別紙「宮崎市ころつなぐライン相談事業業務委託候補者選定評価基準」（以下、「評価基準」という。）のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書の内容について、オンライン形式でプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ①日 程 令和5年5月26日（金）（予定のため日程・開始時刻等については別途連絡する。）
- ②内 容 1事業者につき20分以内とし、その後約10分間のヒアリングを行う。
- ③接続方法 日程とあわせて後日通知する。

(3) 受託候補者の選定方法

- ①宮崎市ころつなぐライン相談事業業務委託受託候補者選定委員会設置要領第3条に規定する委員が、提案内容の審査を行い、評価基準に基づき採点を行う。
- ②失格者を除き、各委員の採点の合計点数が最も高い提案業者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に合計点数の高かった者（以下「次

点交渉権者」) から順に交渉を行う。

- ③合計点数が同一の参加業者が複数いた場合には、選定委員の協議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣をつけ、順位を決定するものとする。
- ④上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定せず、プロポーザル方式の手続きを中止することがある。

(4) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④プレゼンテーション開始時間までに間に合わなかった場合
- ⑤審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合など

11. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
 - ・参加業者の名称（50音順）
 - ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）
- （受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。）

12. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）第105条1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除できるものとする。

(3) その他

- ①委託料の支払い方法については、宮崎市と選定した事業者で協議を行い決定する。
- ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式6号）を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

13. その他

(1) 再委託の禁止について

受託者は、本委託業務の一部又は全部を第三者に再委託することができない。ただし、あらかじめ本委託業務の一部を再委託することについて、本市に書面による承諾を得た時はこの限りではない。

(2) 提出書類の取扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。
- ④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。
- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届（様式6号）を提出すること。
- ③企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- ④参加業者が1社のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

附則

この要領は、令和5年4月14日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。

【問い合わせ先】

〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2

宮崎市健康管理部健康支援課こころの健康係

電話 0985-29-5286

FAX 0985-29-5208

Mail 10zousin@city.miyazaki.miyazaki.jp